様式第７の３（第１３条の７関係）

解体等積立金取戻申請書（認定事業者等）

年　　月　　日

広域的運営推進機関　殿

申請者　　住　所　（〒　　－　　）
（注１）

氏　名

（法人にあっては名称、代表者の役職・氏名）

電話番号　（　　）　　－

設備ＩＤ（識別番号）

発電設備の名称

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第１５条の９の規定により、以下のとおり解体等積立金の取戻しを申請します。

記

取戻申請額　　円

取戻申請情報			備　考
申請主体の性質（注２）	□認定事業者 □認定事業者であった者（以下「旧認定事業者」という。）又はその承継人		
取戻事由（注３）	□認定発電設備（認定発電設備であったものを含む。以下同じ。）の解体等の実施に要する費用に充てる （調達期間中の場合） □発電事業を廃止する □発電事業を縮小する （調達期間終了後の場合） □発電事業を廃止する □発電事業を縮小する □太陽光パネルを一部交換する □調達期間終了後に一度も交換していない太陽光パネルを全て交換する □法第１５条の１２第１項の規定により再生可能エネルギー発電設備の解体等が完了したことについて経済産業省の確認を受けた □認定事業者が法第１５条の１１の規定により解体等に要する費用に充てるための金銭を積み立てている（以下「内部積立て」という。）		
解体等に係るパネル容量等	解体等に係るパネル容量	kW	
	認定に係るパネル容量	kW	

取戻可能額及びその算定の基礎（注４）	取戻可能額	円	□別紙あり
	算定根拠	①［　　円：１０年間で積み立てられた積立金の総額（積立期間中の場合は想定される積立金の総額）］ ×［　　kW：廃棄する太陽光パネル出力］ ÷［　　kW：認定上の太陽光パネル出力］ ＝　　円 ②取戻し時点での積立額＝　　円 ③実際に廃棄に要した費用の額＝　　円	
振込先口座	金融機関名		□別紙あり
	本・支店名		
	口座種類		
	口座番号		
	口座名義		

	書類の種類	書　類　名	備　考
添付書類（注５）	①印鑑証明書（注６）		
	②旧認定事業者又はその承継人であることを証する書面（注７）		
	③解体等を行うこと（解体等を完了した場合には解体等を完了したこと）及び解体等に要する費用を証する書面（注８）		
	④解体等の完了の確認を受けたことを証する書面（注９）		
	⑤内部積立てを行っていることを証する書面（注１０）		
	⑥その他（注１１）		

（注１）　法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。
（注２）　旧認定事業者又はこの承継人には、これらの者が法人である場合において、当該法人が解散し、認定事業者である地位を承継する者が存しない場合には、当該法人の役員であった者を含む。
（注３）　該当する取戻事由を選択すること。
（注４）　以下の①～③を算定し、最も小さい額を取戻可能額として記載すること。
①１０年間で積み立てられた積立金の総額（積立期間中の場合は想定される積立金の総額）のうち、認定上の太陽光パネル出力に対する廃棄する太陽光パネル出力の割合に相当する額
②取戻し時点での積立額
③実際に廃棄に要した費用の額
（注５）　申請理由に応じて、必要な書類を添付すること。
（注６）　本届出を提出する際に必ず添付すること。なお、届出日より３ヶ月前から当該届出日までの間に

発行された原本に限る。
（注７）　旧認定事業者又はその承継人が申請する場合に添付すること。
（注８）　認定発電設備の解体等の実施に要する費用に充てることを取戻事由とする場合に、以下の書類を添付すること。
【認定発電設備の解体等の実施に要する費用に充てる場合（解体等の実施が未了の場合）】
　認定事業者等と解体・撤去業者との間で締結された廃棄等を依頼する内容の契約書写し（なお、解体等を予定する太陽光電池モジュールの量が記載されている必要がある。）等
【認定発電設備の解体等の実施に要する費用に充てる場合（解体等の実施を完了した場合）】
　認定事業者等と解体・撤去業者との間で締結された廃棄等を依頼する内容の契約書写し（なお、解体等を予定する太陽光電池モジュールの量が記載されている必要がある。）、産業廃棄物管理表（マニフェスト）の写し、写真（取り外し前・中・後）及び領収書等
（注９）　再生可能エネルギー発電設備の解体等が完了したことについて経済産業大臣の確認を受けたことを取戻事由とする場合に添付すること。
（注１０）認定事業者等が内部積立てにより解体等に要する費用に充てるための金銭を積み立てていることを取戻事由とする場合に添付すること。
（注１１）項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。

＜備考＞
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格Ａ３とすること。